



法

食品営業許可書

新潟県芝保(生)第 4-229 号
令和 6 年 3 月 6 日

申請者住所 新潟県新発田市下小中山 1-1-16-24

氏 名 板垣 一寿 様

新潟県新発田保健所長 武藤 謙介



令和 6 年 2 月 21 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 55 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 営業所所在地 新発田市下小中山 1024-15
- 2 営業所の名称、
屋号又は商号 山岳手打そば 一寿
- 3 許可事項

営 業 の 種 類	許 可 の 条 件
① 飲食店営業	
以下余白	
許可の有効期間	令和 6 年 3 月 6 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで